

## 中国深セン

深セン市羅湖区  
深南東路5002号  
地王商業センター12階1203-06室  
電話: +86 755 8268 4480

## 中国上海

上海市徐匯区  
斜土路2899甲号  
光啓文化広場B号棟6階603室  
電話: +86 21 6439 4114

## 中国北京

北京市東城区  
灯市口大街33号  
国中商業ビル3階303室  
電話: +86 10 6210 1890

## 台湾台北

台北市大安区忠孝東路  
四段142号3階-3  
郵便番号: 10688  
電話: +886 2 2711 1324

## シンガポール

ポートキー  
36号3階  
郵便番号: 049825  
電話: +65 6438 0116

## 米国ニューヨーク

ニューヨーク州ニューヨーク市  
キャナルストリート202号3階303室  
郵便番号: 10013  
電話: +1 646 850 5888

## 外資系独資会社深セン支社設立の手続きと費用

### 概要

本見積書は、ビジネスサービス及びマネジメント、コンサルティングサービス等のサービス業務を主要業務とし、且つその事業範囲に特別な免許・許可(事前承認又は事後承認)が必要となる業務が含まれない支社(支店)を外資系独資会社が深センにおいて設立することのみに適用されます。

当事務所は、サービス業を主な事業範囲とする外資系独資会社の支社(支店)を深センにおいて設立する費用が 10,000 人民元です。営業許可証の申請から銀行口座の開設までのサービスが含まれていません(本見積書 [Section 1.1](#) をご覧ください)。要するに、当事務所が設立証明書類をクライアント様に渡したら、クライアント様はその事業範囲に記載されている業務を行うことができます。当事務所の設立サービス費用は政府規定費用、書類翻訳サービス等を含んでいません。費用詳細は本見積書 [Section 1](#) 及び添付表 1 をご覧ください。

深センにおいて外資系独資会社の支社を設立する際に、クライアント様は外資系独資会社の営業許可証のコピー、賃貸借契約書、支社責任者の身分証明書類等を提供する必要があります。具体的には本見積書 [Section 3](#) をご覧ください。

一般的に、サービス業に従事する外資系独資会社の支社を深センにおいて設立する時間は、約 7~10 週間です。前述の所要時間は、設立登記に必要な書類を受け取った日から計算されます。具体的には本見積書 [Section 4](#) をご覧ください。

外資系独資会社深セン支社の経營業務に免許・許可の別途申請が必要な場合には、当事務所はサービス費用を調整する可能性があり、設立所要時間も相応に延長されます。詳細は当事務所の専門コンサルタントにお問い合わせください。

## 1. 設立サービス費用

### 1.1 サービス範囲と費用

当事務所は深センにおいて外資系独資会社の支社(支店)を設立する費用が 10,000 人民元です。具体的には以下の通りです。

- (1) 会社設立登記書類一式の作成
- (2) 設立登記のオンライン申請
- (3) 現場での設立登記申請の日付予約
- (4) 営業許可証の申請
- (5) 会社印鑑の作成
- (6) 人民元基本口座の開設

外資系独資会社深セン支社が従事する業務は関係部門による別途の事前承認又は事後承認が必要な場合には、その関連費用は実際の状況によって別途請求となります。

### 1.2 行政費用

上記のサービス費用は深セン市の工商登記及びその他の関係政府部門の行政費用を含んでいません。政府行政費用は約 2,500 人民元です。当事務所は最初に当該行政費用を受け取りますが、設立登記手続き完了後に発票(日本の領収書に相当)に基づき実費を請求します。

### 1.3 オンラインバンキングの申請費用

本見積書 [Section 1.1](#) のサービス費用は銀行口座の開設を含んでいますが、オンラインバンキングの開設を含んでいません。オンラインバンキングの開設が必要な場合には、関係銀行に別途申し込む必要があります。当事務所はオンラインバンキングの申請手続きに支援できますが、2,000 人民元のサービス費用を別途請求します。

### 1.4 翻訳費用

本見積書 [Section 1.1](#) のサービス費用は書類の翻訳サービスを含んでいません。クライアント様が提供した書類を中国語に翻訳する必要がある場合、又は参考用としての申請書類の英語版・日本語版を提供する必要がある場合には、当事務所は翻訳サービスを提供できますが、翻訳費用は別途請求となります。

前述の費用は税抜きの金額です。中国大陸の発票が必要な場合には、別途 7.5%の増値税及び付加税を請求します。

上記各項費用のまとめは、添付表 1 の「[外資系独資会社深セン支社設立費用明細表](#)」をご覧ください。

## 2. 支払条件

注文と全額のサービス費用を受領した後、会社設立サービスを提供します。当事務所は現金/銀行振込・送金/PAYPALでのお支払いを受け取ります。PAYPALで支払う場合には、別途5%の手数料を請求します。お支払いの手配のために、当事務所は注文確認後に、サービス費用の請求書、送金銀行情報及び支払案内をメールでクライアント様に送付します。

中国大陸の増値税又は台湾の営業税の発票が必要な場合は、現地税法による税金を別途支払う必要があります。

## 3. 必要な書類

### 3.1 オフィス賃貸借契約書と建物賃借証

外資系独資会社深セン支社のオフィスの賃貸借契約書の原本及び建物賃借証の原本をご提供ください。オフィスは、性質が商業用であり、賃貸借契約期間が一年又は一年以上ではなければなりません。

### 3.2 外資系独資会社の情報

外資系独資会社の営業許可証、外商投資企業設立届出又は変更証明書、定款及び定款修正案(もしあれば)のコピーをご提供ください。

### 3.3 支社責任者の個人情報

外資系独資会社深セン支社の責任者となる者の身分証明書類(外国籍の方はパスポート、中国籍の方は身分証等)のコピー、中国大陸の電話番号、メール、住所をご提供ください。

### 3.4 支社財務担当者の個人情報

外資系独資会社深セン支社の財務担当者となる者の身分証明書類(外国籍の方はパスポート、中国籍の方は身分証等)のコピー、中国大陸の電話番号、メール、住所をご提供ください。

### 3.5 口座開設の銀行名称と住所

クライアント様は外資系独資会社の支社口座開設の銀行を自由に選べます。当事務所は、会社からの距離、サービス品質、業務効率、オンラインバンキングの理財機能があるかどうか等の方面によって決定することをお勧めします。多くのクライアント様が外資系銀行を利用しますが、外資系銀行は中国系銀行と比べ、要求が高く、審査時間が長く、理財維持費用が高い問題等があり、且つ外資系銀行と税務機関の間で納税代行委託協議を締結することができません。外資系銀行で人民元基本口座及び資本金口座を開設するとともに、中国内資銀行で税金納付用の納税口座を別途開設することが必要です。従って、直接に中国内資銀行で口座を開設することをお勧めします。

注意点として、銀行口座開設を申請する際に、外資系独資会社の支社責任者は自ら銀行に行ってサイン・確認することが必要で、同時に銀行のスタッフは外資系独資会社の支社の登録住所に行って現地審査を行いますので、事前にご手配ください。

#### 4. 設立所要時間

一般的に、サービス業を主な事業範囲とする外資系独資会社の支社を深センにおいて設立する時間は、約 7～10 週間です。具体的には下記のリストをご覧ください。

順番	項目	所要時間 (営業日)
<b>前期準備</b>		
1	オフィスの賃借、その他の資料、書類の準備	お客様による
<b>登記申請</b>		
2	設立登記のオンライン申請	1
3	現場での設立登記申請の日付予約	5
4	営業許可証の申請	3～5
5	会社印鑑の作成	2
6	人民元基本口座の開設	15～20
<b>約 7～10 週間</b>		

#### 5. 登記書類一式(登録完了後得られる法的書類)

会社の設立後、下記の法的書類をクライアント様に渡します。

1. 営業許可証の正本及び副本
2. 支社の印鑑(会社印、財務印、責任者印)
3. 銀行口座開設許可証及びその他の銀行書類

#### 6. その他のサービス

##### 6.1 増値税一般納税者資格認定

設立後の支社は、増値税小規模納税者のみです。増値税一般納税者資格認定を申請する場合は、営業許可証を取得してから国家税務局へ申請書を提出し、税務機関によって審査及び批准が行われます。支社は増値税一般納税者資格を取得してこそ、税率 6%又は 16%の増値税専用発票を発行し、仕入税額控除が認められ、輸出時に増値税還付を申請することができます。

当事務所が提供する増値税一般納税者資格認定のサービス費用は 3,500 人民元です。前述の資格認定手続きを完了する時間は約 1 週間です。

## 6.2 支社責任者、財務担当者実名認証

深セン市国家税務局の規定に基づき、支社の責任者、財務担当者は外国籍の方又は香港、マカオ、台湾居民である場合に、必ずそのパスポート、港澳居民来往内地通行证(通称「回郷証」)又は台湾居民来往大陸通行证(通称「台胞証」)の原本を持って、自ら税務局に行って実名認証を行わなければなりません。責任者、財務担当者が実名認証を完了できなかった場合、支社は税務局で全ての税務事項も行えません。例えば、発票の購入、税金還付の申請はできなく、さらに通常の税務申告ができない可能性もあります。

外国籍の責任者、財務担当者は必ず自ら税務局に行って実名認証を行わなければならないため、深セン支社の地元社員の付き添いをお勧めします。当事務所のスタッフの付き添いはご希望な場合には、それに応じた手配を提供できます。当該サービス費用は 1,500 人民元です。

## 7. 合法的な維持サービス

中国において設立された全ての外資系独資会社の支社は、中国の会計準則に基づき財務諸表を作成しなければならず、且つ年次財務諸表に対する監査及び監査報告の発行が中国の公認会計士によって行われる必要があります。また、税務法律法規に基づき、設立当月から(翌月申告)、毎月各項税務を申告しなければなりません。当事務所は定期的な会計記帳、税務申告、給与計算及び代行支払、銀行口座の操作及び年次所得税の精算清算納付等の合法的な維持サービスをクライアント様に提供できます。詳細は当事務所の専門会計士にお気軽にお問い合わせください。

もっと詳細な情報や支援をご希望の場合は、下記のお問い合わせをご利用になってください。

メール: [info@kaizencpa.com](mailto:info@kaizencpa.com), [enquiries@kaizencpa.com](mailto:enquiries@kaizencpa.com)

お電話: +852 2341 1444

ライン・WhatsApp・Wechat: +852 6114 9414, +86 1521 9432 644

公式ウェブサイト: [www.kaizencpa.com](http://www.kaizencpa.com)

Skype: kaizencpa

添付表 1 - 外資系独資会社深セン支社設立費用明細表

1. 支社設立費用明細

順番	項目	金額 (RMB)
1	外資系独資会社深セン支社設立費用(備考 1)	10,000
2	支社設立の政府行政費用及びその他の支出(予算)(備考 2)	2,500
3	雑費	500
4	オンラインバンキングの申請費用(オプション)	2,000
5	書類翻訳費用(オプション)	別途相談
合計		15,000

2. その他の登記サービスと費用明細

順番	項目	金額 (RMB)
1	増値税一般納税者資格認定サービス費用	3,500
2	支社責任者・財務担当者実名認証	1,500
合計		5,000

備考:

- 1、外資系独資会社深セン支社の経營業務に許可・免許の別途申請が必要な場合には、当事務所は代行できますが、費用は別途相談となります。
- 2、当該政府規定費用及びその他の支出は予算金額です。政府規定費用及びその他の支出は発票に基づき実費を請求します。
- 3、上記の明細表の第 4 項から第 5 項まではオプションのサービスです。クライアント様は自ら行えますが、当事務所に代行を依頼できます。
- 4、上記の明細表の費用は税抜きの金額です。中国増値税発票が必要な場合、別途 7.5%の税金を請求します。

参考資料:

1. 「北京外資系独資貿易会社設立の手続きと費用」  
<https://www.kaizencpa.com/jp/Services/info/id/320.html>
2. 「北京外資系独資サービス型会社設立の手続きと費用」  
<https://www.kaizencpa.com/jp/Services/info/id/321.html>